

議長(門脇 助雄君) 続いて7番、木村宗朝君。

7番(木村 宗朝君) 今回は3点について質問いたします。

1つ目は合併について、2つ目は施設利用時の申し込み方法について、3つ目、ごみの問題について、3問、質問いたします。

最後の質問者でございますので、先輩議員、同僚議員とダブるかも知れませんが、質問させていただきます。

合併について、町長に質問します。

道州制について、47都道府県知事にアンケート調査をした結果、賛成が23人、態度保留の20人の中にも、地方分権を優先するように求めるなどの注文はついているものの、道州制導入には前向きな回答があり、全くの反対は4人だけであったということでありませ

ず。賛成派の多くは肥大化・硬直化した中央集権体制の根本的改革が目的など、道州制を機に、国から地方に権限と財源を抜本的に移譲するように主張しています。一方、政府の道州制ビジョン懇談会は、2018年までに完全移行と明記、道州制の理論や改革の道筋を定めた道州制基本法の制定も検討しており、2年以内の国会提出を政府に促していくという動きであります。

その中で基礎自治体の数は明示されていないものの、衆議院選挙区の全国300、あるいは二次医療圏の358などが念頭にあるようであります。町村合併の目的は、機能配分にふさわしい組織体制の整備であると考えますが、同時に財政状況の改善もなされます。現在の国の借金は836兆円であり、1人当たり658万円であるということを考えると、子どもや孫の世代に借金を残さないためにも、効率のよい行政を目指すのは当然のことであると考えます。

そこで町長に質問であります。そういった動きがある中、前回の反省を踏まえ、近隣自治体の首長や議員同士での合併の議論の場が早晚必要であるのではないかと考えますが、そういった考えはないかをお尋ねしたいと思います。

議長(門脇 助雄君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) 木村議員の、合併についてのご質問にお答えを申し上げます。

先ほど鷺田議員にもご答弁させていただきましたように、現在のところ、近隣自治体との合併については非常に難しい状況にあると考えております。

しかし、今後は少子高齢化の進展による人口の減少、住民の価値観の多様化、社会・経済のグローバル化の進展などにより、深刻な財政危機などに陥ると言われておりますので、そのような状況を打開し、再生を図るための方策として、道州制が再び浮上してくるものと考えております。

その中で、先ほど議員も言われましたように、基礎自治体を300から500に再編すべきと言われております。平成の合併の時は、たしか1,000と言われたと思います。その1,000を上回って、大きい方でも500と言われた。500ということになりますと、1億2,000万人の人口で割っていきますと、50万人から60万人ぐらいの人口になると思うんですけど、そんな状況で道州制が今言われております。

そういう中でございますので、市町村合併の動きに対しては、東員町としても避けて通れないものと考えているところでございます。ですから、それまでの間に、東員町として、できる限り行財政改革による事業の見直しを行って、町民の皆様との協働によるまちづくりに取り組まさせていただきます。

また、いろいろの場面で合併についても、議員は議員、団体は団体、また新しい若い方の東員町の将来というものも検討というか、勉強してもらうチャンスというんですか、そんなものも今後はつくっていただきたい、今、そんな思いを持っております。

そんなことで、さらにまた定住促進により人口の増加を図るとともに企業誘致に取り組みたい。そして税収の確保に努めて、私は足腰の強い、そして魅力あるまちづくりを行うことにより、合併の時期がまいりましたら、対等の関係で取り組みができるように、今きちっと準備をしてまいりたい、そんな考えでおりますので、どうぞお力をおかしいいただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長(門脇 助雄君) 木村宗朝君。

7番(木村 宗朝君) 町長も今言われたように、すぐには無理だというのは、私もわかっていますし、今すぐ合併をしようという話でもありません。議論を今からぼちぼちとすることが重要だという思いを持ってまして、賛成の人も反対の人もみえるでしょうから、先ほど言われたアンケートとか、住民の人の意見を聞くということが重要だろうというふうに思っております。

私が思うには、反対の人の意見の多くは、地域が寂れるとか、声が届かなくなるとか、過疎化が進むとか、そういうことが多くの意見ではないだろうかというふうに思っていて、1つの考え方として、地域内分権というのがあると思うんです。地域内分権というのはどういうことかと言いますと、地域でしか解決できない、あるいは地域で取り組んだ方がよい方向に進むと思われる課題、事業に関し、地域の責任において、自主的・主体的に実施していくために必要な権限と財源を移譲する、これが地域内分権の考え方だというふうに思います。

合併するときに、今、町長が言われた500とか、あるいは新聞に載っていたような300とかいうふうになると、衆議院選挙区の四日市の半分からこちらの第3区ぐらいが合併の対象となる、四日市全部入るかもわかりませんが、そんなぐらいのイメージだと思うんですね。そういうふうになると、どうしても今言った、地域が寂れるとか、声が届きにくくなるというふうに思う人が多いので、地域内分権という考え方をしっかりと持って合併をしていこうと、こういう考え方で、ぼちぼちと合併の議論を進めるといことが大事なと私は思っておりますけど、この考えについて、町長はどう思われますでしょうか。

議長(門脇 助雄君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) お答えをさせていただきます。

木村議員から一般質問をいただいてから、地域内分権というのが、また一つ出てきたんですけども、私どももきのうあたり、いろいろと幹部と地域内分権について議論をさせてもらいました。結局は合併した時に、極端なことを言うと、大きくなった時に東員町だけの部分を地域内分権と、東員町を残すみたいな形というんですか、そういうふうなことで認識させていただいたんですけど、それは東員町にとっては大変ありがたいことで、東員町には一番ベターやと思うんですけど、相手がそれを許してもらえるか。東員町、自分だけが今までのままのそのままやっていけと言われた、合併した以上は同じ市民、同じ住民、その中で文化とか、スポーツとか、そういう部分はいいいんですけど、住民サービスとか公共料金とかというものを、東員町だけ今の状態で残せと言われたって、それは非常に厳しいんかなと。相手がそんなこと認めてもらえんわなという話で、もう少し地域内分権というものを勉強しないとわからないんですけど、どうもそういうところを研究している地域があるんですかな。そんなことで理解させていただいておるんですけど、もっともっと我々も勉強させていただいて、その時になって、我々が理論武装というんですか、そんなこともできるように、これからも一生懸命勉強させていただきますので、そのことについて、私の考え、ちょっとわかりませんので、ひとつご理解いただきたいと思います。

議長(門脇 助雄君) 木村宗朝君。

7番(木村 宗朝君) すべてのことを東員町だけでやるという、そういうイメージではなくて、北勢市なら北勢市になって、そこで決められたことは、きちっとそのとおりにやるという解釈でいいと思うんですけど、今言われた文化とかスポーツとか、例えば員弁なんかでも、員弁郡5町で郡民体育大会というのをやりましたけど、今はもう全体としての郡民体育大会というのとはなくなったと思うんですけど、合併してしまうと、スポーツ大会にしる、文化にしる、崩壊してしまうところがあるような気がするんですね。法律として何々の料金と決めるのは議会で決めると思うんですが、文化とか、本当にその地域でしかないもの、これだけは残したいというもので崩壊するのが、地域が寂れるとか、声が届かなくなるとか、そういうことだろうと思うんですね。

桑名市でも合併して長島や多度町がどうなったかということを考えると、合併するときに地域内分権という考え方を持って合併の協議に臨むということが必要ではないかなと。合併によって効率化していく部分というのは、効率化していかなあかんし、そのための合併ですから。効率化していくところと、そうでない部分をきちっと守ろうという、それが地域内分権かなと私は思っていますので、すぐに結論の出る話でもありませんし、まだもうちょっと先の話でもありますので、いろいろと私も調べながらと思っていますので、またお願いしたいと思います。

次に2つ目の質問にいきます。

施設利用時の申し込み方法について、質問いたします。

地方公共団体の電子化は総合行政ネットワーク(LG1)の整備、住民基本台帳ネットワーク、公的個人認証サービスの実施等、電子自治体の構築に不可欠な各基盤の整備が進められています。電子自治体には行政事務の効率化や情報の公開といったことのほかに、住民サービスの向上といった目的があります。地方公共団体の行政サービスをインターネットなどのネットワークを通じて再現しようとするものであり、原則として24時間、365日、いつでも、どこからでも、だれもが簡便に、安全に行政サービスにアクセスし、その便益を広く享受することを可能とする環境を構築しようとするものであります。

なかなか平日の昼間に役所の窓口へ行くことが難しい多忙なサラリーマン、身体障がい者、交通の便が悪い人などにとっては大きなメリットが期待できます。

そこで総務部長に質問であります。現在、町施設を利用する場合に、予約が必要な対象施設がどれだけあるのか。また、その施設を利用する場合に、インターネットや携帯電話から予約が可能なシステムにするといったお考えはないかをお聞かせいただきたいと思っております。

議長(門脇 助雄君) 近藤洋総務部長。

総務部長(近藤 洋君) ただいまの木村議員からの施設利用の申し込み方法についてのご質問にお答えをいたします。

インターネットによります公共施設予約管理システムは、いつでも、どこでも利用できるサービスとして、インターネットの利用率向上により、システムを導入する自治体がふえてきております。

当町の施設の予約を必要とする対象施設は、文化センター、体育施設、保健福祉センターなど13施設にのぼっております。

メリットといたしましては、利用者の方がID番号とパスワードを登録いただければ、インターネットに接続したパソコンや携帯電話から、施設の空き状況や施設情報の照会、予約ができます。

しかし、反面、年間の維持管理に約600万円と、職員1名の人件費に相当する経費が必要になるかと思えます。また、土曜日、日曜日及び夜間にシステムのトラブルが発生した場合や日常の入力システム管理に対する対応についても必要となります。

予約はあくまでも仮予約ということでございますので、申請と料金の支払いには直接役場まで来ていただく必要もございません。

以上のように、まだまだ検討の余地がございますので、今後検討材料としたいと考えております。ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長(門脇 助雄君) 木村宗朝君。

7番(木村 宗朝君) 今の施設利用時だけを考えると、600万円というのは確かに高いように思いますが、もう少し利用を広げて、電子自治体として、住民票の写し交付申請とか、児童手当の申請、こういったものも含めて電子自治体にしていくということならば、費用対効果ということを考えると、それほどでもないように思うんですけども、どうでしょうか。

議長(門脇 助雄君) 近藤洋総務部長。

総務部長(近藤 洋君)　ただいま木村議員から、電子自治体ということでご質問がございました。その有効利用というんですか、そういったことでございますけれど、電子自治体といいますのは、今、東員町も加入をいたしておりますLG1という総合行政ネットワーク、そういったことでございます。これにつきましては、国の方で推進しておりますし、地方自治体間の相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有化、そういったところを目的としておりまして、地方公共団体だけにとどまらず、地方公共団体と国の各省庁ですが、そういったところの情報交換手段ということでも有効であろうかと思えます。

それともう1つ加えまして、自治体、国、それ以外には住民との情報交換、そういったことも可能であるということと考えております。

LG1につきましては、この地域におきまして、四日市の市役所を中心といたしまして、近辺でございますけれど、6町3市で推進をしておるところでございます。

そういった中でございますが、今のところ現状といたしましては、県と市町のいろんな報告ですか、そういったものを中心に使っておるというのが現状でございます。今後さらに四日市、それから加入市町、そういうところで研究を進めて取り組んでいくという状況でございます。

そういったことですので、ご理解をいただきたいと思えます。

それとLG1の関係でございますけれども、電子申請とか施設予約ですか、そういったことも可能ということで、将来はその辺につきましても可能であろうということは考えております。そういう状況でございますので、まだ今現状としては、冒頭にご答弁申し上げましたとおり、お聞きいたしております、そのところはわかりますけれど、将来に向かって慎重に研究も検討もしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

以上でございます。

議長(門脇 助雄君)　木村宗朝君。

7番(木村 宗朝君)　施設利用のときにインターネット、あるいは携帯で申し込めるというのは本当に魅力的なことでございますので、いろいろと研究していただいて、LG1も何かお金がかなりかかるようでありますし、平成13年ぐらいから国がやり出したことだと思えますけど、なかなか進んでいないのはよくわかりますけれども、進めていただいて、施設がきちっと携帯電話なんかでも申し込めるように、ぜひともお願いしたいと思えます。

あと一つ、インターネットに接続されていない施設というのが、まだ町の施設であるのではないかと思っておりますが、どうでしょうか。それをきちっと接続を、まずしてもらおうということだと思いますけど。

議長(門脇 助雄君) 近藤洋総務部長。

総務部長(近藤 洋君) お答えをいたします。

先ほどご答弁させていただきました13施設、東員町、いろんな施設がございますけれど、現在、各小中学校には接続をさせていただいております。そのほか、保幼につきましてはまだ入ってませんし、体育館もまだついてない状況でございます。

以上でございます。

議長(門脇 助雄君) 木村宗朝君。

7番(木村 宗朝君) 今言われた体育館ですけど、総合型地域スポーツクラブというのが、今度、来年ぐらいから立ち上がろうとしておると思うんですが、そういうことも考えると、きちっと接続していただくというのが必要なことだと思いますので、ぜひとも早急をお願いしたいと思います。

議長(門脇 助雄君) 近藤洋総務部長。

総務部長(近藤 洋君) お答えをいたします。

ただいまのご質問で、総合型地域スポーツクラブですか、そういう関係で、教育委員会の体育振興の方で今現在進めていただいているところでございます。そこへのインターネットの接続につきましては、所管するところが社会教育課ですか、そういったところとも今後協議を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

議長(門脇 助雄君) 木村宗朝君。

7番(木村 宗朝君) 3つ目の質問にいきます。

3つ目は9月定例会でも質問いたしました。ごみ問題の具体的な取り組みについて、生活福祉部長にお伺いします。

昨年3月に新年度の部署ごとの懸案事項と今後の取り組みということでお聞きをいたしました。その時に生活福祉部は、ごみゼロプランに示される方向性を十分に検証し、町

としての戦術を練り、町民の皆さんに説明責任をきっちり果たし、皆さんとともに連携しながら、ごみ減量、資源のリサイクル推進に真剣に取り組んでまいりますという心強い答弁がありました。答弁どおり真剣にやっただいていただいているということを最初に申し上げておきます。

そこで質問であります、4点について質問いたします。

まず1点目に、町には町長からの委嘱を受けたクリーン作戦委員という方がみえます。また、公募制のごみゼロプラン推進委員という方がみえます。この2つの会の位置づけはどのようになっていますか。

2つ目、ごみの経費削減には、生ごみをどうするかということが重要であります、可燃ごみから生ごみを削減するために、モデルケースをつくって試みたらどうかと思いますが、そのお考えはありませんか。

3点目、三重県がRDF事業から何年か後には撤退する方針を示しましたが、町としてどのように考えているのかをお聞かせください。

4点目、これまでの質問とは少し異なりますけれども、東員町環境美化条例が平成14年10月に施行されています。ごみのポイ捨てがこの条例に該当するのかわかりませんが、違反をすると罰則も明記されています。ごみを車から捨てることについて、どう規制したらよいとお考えでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

議長(門脇 助雄君) 松下忠生活福祉部長。

生活福祉部長(松下 忠君) 木村議員からの、ごみ問題についてのご質問にご答弁をさせていただきます。

1点目の、クリーン作戦委員会とごみゼロプラン推進委員会の位置づけにつきましては、クリーン作戦委員会は平成4年に発足し、町の環境問題の効果的な展開と、実践活動を地域に定着させ、「緑豊かで美しいまちづくり」を実現していくために取り組まれております。

委員につきましては、2年の任期で、各自治会からの推薦により、現在第8次の委員として51名の方々にお世話になっております。



主な活動といたしましては、地域におけるクリーン作戦の推進者として運動の実践。地域住民の環境問題に関する意識の高揚を図り、地域の良好な生活環境を確保するための実践活動。地域住民の環境問題についての要望、意見の具申。その他、環境問題の推進に関する事項であり、具体的にはごみ減量、リサイクルの推進、環境教育の推進、環境美化など、環境問題全般に取り組んでいただいております。

ごみゼロプラン推進委員会につきましては、平成18年度に、近年ふえ続ける家庭ごみの排出量をいかに減らすかを目的に、「東員町ごみゼロプラン策定町民会議」において今後の方向性を示すべく「私たちでつくるごみゼロ社会」いわゆる「ごみゼロプラン」を策定いたしました。

これによりますと、行政がやるべきこと、住民の皆様方が心がけていただくこと、いわゆる協働といった形で、リデュース・リユース・リサイクルを進めることとされております。

さらにこの提言を受け、実行するために、平成19年度から「ごみゼロプラン推進委員会」を設置させていただいているところでございます。

町といたしましては、ごみゼロプランに積極的に取り組むため、公募によるごみゼロプラン推進委員会を中心に、町民の皆様のご意見を賜りながら、協働によるごみの排出量の削減、資源ごみの分別、リサイクルの推進により、ごみ処理に関するコストの削減などを行い、最終的には地球温暖化防止となるシステムを構築してまいりたいと考えております。

クリーン作戦委員会につきましては環境問題全般に取り組んでいただき、ごみゼロプラン推進委員会につきましては、各家庭から排出されるごみ問題を中心に取り組んでまいりたいと考えております。

また、両団体におかれては、合同会議を開催し、意見交換や共同事業に取り組んでいただいております。両団体の協力を得ながら、ごみ減量、環境保全活動を推進してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2点目の、可燃ごみから生ごみを削減するために、モデルケースをつくって試行したらどうかにつきましては、ごみゼロプラン推進委員会のごみ減量部会におきまして、可燃ごみに占める生ごみの割合が53%と大きな比率となっているところから、生ごみの排出抑制について検討していただいているところであります。

また、生ごみ堆肥化容器等設置補助金を交付しておりますが、生ごみ処理機において生ごみがどれだけ減量されるか、補助金の交付者を対象に調査を実施するなど、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

3点目の、県がRDF事業から撤退する方針を示されたことにつきましては、15年間のモデル事業が終了する平成28年度末で事業撤退するというものであります。三重県固形燃料発電所は、環境先進県を標榜する県がRDF化構想を主導し、市町村に導入を奨励してきたものであり、残された市町村を不安に陥れるものであります。

東員町議会におかれましては、平成19年12月定例議会におきまして、「三重ごみ固形燃料発電所RDF処理委託料の凍結を求める意見書」を三重県知事に提出いただいておりますし、桑名広域清掃事業組合議会におかれましても、2月22日の組合議会定例会におきまして、「三重ごみ固形燃料発電所RDF処理委託料及び今後のあり方に関する意見書」を三重県知事に提出していただいております。

また、1月16日には、三重県RDF運営協議会構成団体の伊賀市、志摩市、紀北町、香肌奥伊勢資源化広域連合、桑名広域清掃事業組合、南牟婁清掃施設組合の連名によりまして、要望書を三重県知事に提出しております。いずれもRDF処理委託料の負担増と事業撤退の表明を撤回していただきたいというものでございます。本町におきましても同感でありますので、事業撤退の表明を撤回していただくよう要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

4点目の、ごみのポイ捨てを規制する方法につきましては、東員町環境美化条例におきまして、町、町民、土地所有者、事業者の責務として、廃棄物の不法投棄、放置または散乱の防止に努めることが規定されており、「何人もみだりに廃棄物を公共の場所等に不法に投棄し、放置し、または散乱させてはならない。」と規定され、「違反する行為及び違反した者を発見した者は、町長にその旨を通報するよう努めるものとする。」と規定されております。

「町長は、違反した者に対し、廃棄物の回収、回収後の清掃、回収容器の設置、その他の必要な措置を講じるよう指導または勧告をすることができる。」とされており、「指導または勧告に従わない者に対し、履行期限を定めて、指導または勧告に従うべきことを書面により命ずることができる。」と規定した措置命令があります。

なお、措置命令に従わないときは、「勧告の内容及び勧告を受けた者の氏名または名称を公表することができる。」と規定もされております。「措置命令を受け、履行期限を過

ぎてもなおこれを履行しないときには、当該措置を代執行できるものとし、これに係る費用は、その者から徴収する。」と規定されております。

また、「措置命令に違反したときは、10万円以下の罰金に処する。」と規定されております。

町民の皆様の快適な生活環境の保全並びに本町の歴史及び自然にはぐくまれた良好な環境の保全に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長(門脇 助雄君) 木村宗朝君。

7番(木村 宗朝君) 1つ目のクリーン作戦委員会とごみゼロプラン推進委員会のことですが、合同会議をやっていただいているということでもございましたけれども、私はこの2つの団体が、余りにも目的というのが似ておるので、積極的に一緒にやったらどうかというふうな提案をしようと思って、この質問をしたんですけど、クリーン作戦委員会というのは環境全般であると言われましたし、ごみゼロプランというのは、ごみということで、目的が違うから別々の委員会ということなんですけど、1つにするという考えはないでしょうか。

議長(門脇 助雄君) 松下忠生活福祉部長。

生活福祉部長(松下 忠君) 先ほども答弁させていただきました時に、合同で会議を開かれているというのも一つございますし、そのほかにも、今、4月から施行される容器リサイクル法に基づくプラスチックごみの収集方法について、このPRにつきましても、各自治会を両委員方で分担して回っていただいております。そんな合同の行動もございません。

いずれにいたしましても、2つのよく似た団体でございますので、将来的には合併というんですか、そんな形も考えられないことはないというふうに考えております。

議長(門脇 助雄君) 木村宗朝君。

7番(木村 宗朝君) 2つ目の生ごみ減量のモデルケースをと言ったのは、ある地区だけ家庭用生ごみ処理機を買っていただくなり、配布するなりしてやったらどうかという思いで言ったんですけど、そこまでなくても、そういう人がみえるので、その人をきちっと調査をすると、そういうことでいいのですか。何人ぐらい、今現在みえるということになるのでしょうか。

議長(門脇 助雄君) 松下忠生活福祉部長。

生活福祉部長(松下 忠君) お答えをさせていただきます。

現在、それをお願いしておる方はおりませんけれども、今後、生ごみ処理機などの補助を受けてみえる方に、こちらからお願いに行くということで、やはり1人、2人のサンプルではいかなものかと思いますので、できたら複数、4～5名以上は、サンプルに加えていただきたいなという考えもございますので、よろしく申し上げます。

議長(門脇 助雄君) 木村宗朝君。

7番(木村 宗朝君) 私のイメージは4～5名ではなくて、買っていただいた方全員と思っておったんですけど、その人が何人ぐらいみえますかという、そういう質問です。

議長(門脇 助雄君) 松下忠生活福祉部長。

生活福祉部長(松下 忠君) 定かな数字ではないのですけれども、一番ピークが2年目で290基ぐらい出たのかなというふうに思います。近年は非常に少ないということで、全部で300基か400基は出ているんじゃないかというふうに考えてます。

議長(門脇 助雄君) 木村宗朝君。

7番(木村 宗朝君) 300～400人の方がみえるのであれば、きちっとした数字が出ると思いますので、ぜひ全員の方に調査をお願いしたいなと。それで、これがいいなということになったら、それを推進していただきたいなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

3つ目のRDFの撤退のことですけれど、先ほど部長が言われた、処理委託料の凍結を求める意見書を県に提出していったときに、県のごみゼロ推進室の室長に質問をしたのは、8年、9年先の話をえらい早くに出されますねというような質問をしたら、今から出しておかないと、各市町の対応ができないんですと。撤退する3～4年前に言っても準備ができないので、今から準備をしてもらうために言っておくのですと、こういうふうなことだったんですね。そういうことを考えると、今から撤退するなら撤退すると決めて、町として、ごみ処理を独自にやるということを念頭に置いたらどうかと思うんですけど、その辺、どうお考えでしょうか。部長でも結構です、町長でも結構です、ぜひ申し上げます。

議長(門脇 助雄君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) お答えをさせていただきます。

ごみの関係ですので、1日たりとも休むことはできませんので、8年先というんですか、10年先というんですか、それもあろうかと思えますけど、そうすると撤退した場合は、また焼却施設をもう1つと、こうなるんですけど、今、桑名広域の中ではプラスチックのこん包施設というんですか、そんな施設も大きな借金をしてやろうとしているわけですね。当然、RDFの大きな施設も借金をまだ返している最中ですね。結局は平成28年で借金が終わるんですけど、借金は返さんならんわ、今度また大きな焼却の施設をつくらんならんわと、なってまいりますと、大変なことになってくるんですけど、やはりそれは広域というんですか、大きな桑名広域なら桑名広域で対応せざるを得んと思うんですね。東員町だけで1つの施設をつくるということになりますと、大変厳しいものがあると思います。

そんなことで、県の知事の今の答弁の仕方は、あの時点では平成28年度撤退ということを一方向的に言われたわけですけど、今はもうそれは言われませんね。要するに平成28年度までをどうするか、それが先やと。それが決まらんのに、10年先をどうかは言えないと。今現在のものをきちっとして、まずそれが先にできた時点で次の段階へ進まざるを得ないということですので、撤退は、今のところは、余り知事さんは言ってみえないと思いますけどね。今のことがきちっと、結局は灰処理費の赤字になる部分をどこが持つか、それがきちっと決まれば、極端ですけど、私は撤退で終わりということはない可能性もあると思っていますんですけどね。

以上です。

議長(門脇 助雄君) 木村宗朝君。

7番(木村 宗朝君) 当然、東員町だけで決める問題ではありませんし、広域の中でそのような方向性を早目に出したらどうかと思うんですが、広域へ譲り受けて、それで継続していくということであれば、5,000円が9,000円になるとかいう問題ではなく、自分たちでやっていこうとすると、高くなるんじゃないかという危惧をしておるので、その辺のことを、もっと早目に考えてやったらどうかということでございます。

4点目の環境美化条例のことについてですが、今、ごみのポイ捨てを言ったのは、サンシパークのところから出た穴太のところに、ごみがたくさん落ちておるとこのイメージで言ったんですが、サンシパークができるまでは、ごみは出なかったわけですが、東員町環境美化条例の対象がサンシパークなのか、当然ほっていく人が悪いのですが、第22条に10万円という罰金がありますけれども、きちっとサンシパークなりカインズが対応してくれればいいんですけど、そこの田んぼの人はいつも迷惑をしておるとこのことでございますので、何とかならんかなと、こういう思いで言っておるんですけど、もう少しきちっとサン

シパークに言っていただくか、美化条例をきちっとやってもらうかだと思うんですけど、どうでしょう。

議長(門脇 助雄君) 松下忠生活福祉部長。

生活福祉部長(松下 忠君) お答えをさせていただきます。

製品、例えば缶ジュースなら缶ジュースを出す業者なんかにつきましては、自動販売機も含めて回収容器の設置の義務づけというのがございます。それはどこのお店でも自動販売機の横に必ずかごが置いてあって、そこへ投入してくださいというのはあると思います。それを一歩、多分車内に持ち込まれて、そこで移動しながら飲まれて、その後、その容器を自宅に持って帰られるなり、またお店に返されるなりするのが普通ですけども、それがやっていただけないということは、私どもから言ったらモラルの問題だと。モラルを私どもとしては啓発をしていくしかない。いろんな手法を通じて、プラムチャンネルとか、広報とか、そんなもので啓発をしていくしかないというふうに考えております。

これからも啓発につきましては、看板も含めて、いろいろと対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(門脇 助雄君) 木村宗朝君。

7番(木村 宗朝君) ぜひともお願いしたいと思いますし、サンシパークに限らず、今度、イオンができたときも同じような状況になると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

終わります。